

## 平成 26 年度消費者庁政策評価実施計画

平成 27 年2月 26 日  
消費者庁長官決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、平成 26 年度消費者庁政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

平成 26 年4月1日から平成 27 年3月 31 日までとする。

### 2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁政策評価基本計画(平成 25 年3月 18 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1)基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(2)政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第2号に区分されるもの)は該当がない。

(3)その他の政策で、実施計画の対象とする政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)は該当がない。

### 3 その他

前記1の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は平成28年度の予算要求等において活用することとし、特に政策評価が無駄の削減に資するように努める。

(別紙)

## 平成26年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	平成26年度施策名	担当課	消費者基本計画における施策番号 (平成22年3月30日閣議決定)	
				消費者庁重要施策	その他消費者庁施策
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	21, 21-2, 43, 60, 60-2, 60-3, (61), 153-2・171, 175	(総論第3), 5・6, 37-2, 46, (53), 106-3, 108, (109), (136), 137, (153), 168, 169, 170, 172, 178
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	42, 110, 127, 128	(35), 109, 130
		(3) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課		165, 166, 177
		(4) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育・地方協力課	(21-2), (87), 87-2, 90, 94, 96, 97	9, 88, (89), (91), 105, (109), 129, 135
		(5) 地方消費者行政の推進	消費者教育・地方協力課	1, (21-2), 121・122, 122-2, 124, (128)	(106-3), 109, 111, 123, 126, 129, 136
		(6) 物価対策の推進	消費者調査課	67-2	(67)
		(7) 消費者政策の推進に関する調査・分析	消費者調査課	(175)	5・6, 176
		(8) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	4, 7, 12, (13-2), (13-2-2), 13-2-3, 21, (21-2)	2, 3, 5・6, (9), (13), 13-4, (15), 20, 38, 168
		(9) 消費者取引対策の推進	取引対策課	41, 41-2, (44-2), (60-2), (124), (153-2・171)	(41-3), (42), (44), (53), 154, (168), (170)
		(10) 消費者表示対策の推進	表示対策課	76, 80, 103, (124), (153-2・171)	(42), 79, 81, 82, 131, (168), (170)
		(11) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	69・73, 76, 76-2, 77, (175)	(34), 70・75, 71, (74), 79-2

(注) 「消費者基本計画における施策番号等」のうち、括弧書きの施策番号については、本計画の対象としない。  
 (\*)各施策の事務事業を総務課で取りまとめ、評価を実施する。